

令和3年度石岡市キャッシュレス決済ポイント還元業務委託仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、国が「新しい生活様式」の実践例と示している、直接、紙幣・硬貨の受け渡しを伴わない「キャッシュレス決済」の導入と利用を促進しつつ、市内経済の活性化を後押しすることを目的に、石岡市内の対象店舗においてキャッシュレス決済（スマートフォンを利用したQRコード・バーコード決済）を行った消費者に対し、決済額に応じたポイントを付与する事業を実施する。

2 委託業務名

令和3年度石岡市キャッシュレス決済ポイント還元業務委託

3 適用範囲

本仕様書は、石岡市が委託する「キャッシュレス決済ポイント還元業務委託（以下「本業務」という。）」について、受託者が遵守する必要事項を定めるものとする。

4 履行期限

契約締結日の翌日から令和3年11月30日（火）までとする。

5 履行場所

石岡市が指定する場所

6 業務内容

対象店舗において対象のキャッシュレス決済（スマートフォンを利用したQR・バーコード決済）サービスを選択した消費者に対するポイントの付与、対象のキャッシュレス決済サービスを利用する消費者への事業PR及び支援、市内事業者への事業PR及び支援、対象店舗向け案内書類及び消費者向けPRツール等の作成及び納品、対象店舗及び消費者からの問い合わせへの対応、事業結果の分析・評価及びその他付随する業務を行う。

(1) ポイントの付与

受託者が管理する石岡市内の対象店舗（以下、「対象店舗」という）において消費者が商品を購入する際に、受託者が運営するキャッシュレス決済サービス（以下、「サービス」という）を決済手段として選択した場合、受託者は、その消費者に対して、決済額の一定割合のポイントを付与する（以下、「キャンペーン」という）。

なお、キャンペーン概要は以下に示すとおりとする。

キャンペーン期間	令和3年9月1日（水）0：00～令和3年9月30日（木）23：59
ポイント還元率	30%
ポイント付与上限	1,000円相当／回，10,000円相当／月
対象店舗	市内の実店舗のうち、キャンペーンに参加を希望した中小企業者 ※ただし、大手食品スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア、その他全国チェーン店、フランチャイズ店（小売店・飲食店等）、公序良俗及び事業趣旨の観点から石岡市が適さないと判断する業種は含めないこと。
対象店舗の地域	市内全域
ポイント付与対象者	対象店舗の利用者（利用者は市内在住を問わない）

（2）消費者への事業PR及び支援

受託者は、あらゆる広告媒体を通じて、サービスを利用している消費者又はサービスを利用する可能性がある消費者に対してキャンペーンをPRすると同時に、初めてサービスを利用する消費者がキャンペーンを活用できるよう、設定及び操作方法に関する支援を実施すること。

（3）市内事業者への事業PR及び支援

受託者は、対象店舗へのキャンペーンの周知のほか、サービスを導入していない市内事業者に対して、キャンペーンのPRと導入支援を行うこと。

（4）案内書類及びPRツール等の作成及び納品

受託者は、対象店舗にキャンペーン内容や注意点を伝えるために、キャンペーンに関する案内書類を作成し、また、同時に対象店舗がキャンペーンの話題性を活かした集客活動を行うことができるようPRツール等を作成すること。なお、作成にあたっては、以下に示す「作成時の注意点」を踏まえること。

【作成時の注意点】

- ①消費者が、石岡市が実施するキャンペーンであることがわかるデザインやキャッチコピーを使用すること。
- ②市外の方でもキャンペーンを利用できることがわかるようにすること。
- ③作成した案内書類及びPRツール等は一式セットにして各対象店舗に納品すること。

(5) 対象店舗及び消費者からの問い合わせへの対応

対象店舗及び消費者からのキャンペーンやサービスの利用方法に関する問い合わせに対応するコールセンター等の体制を整えること。期間は令和3年9月1日からポイントの付与が終了するまでとする。

(6) 事業実施結果の分析及び評価

受託者は、キャンペーン終了後に事業実施結果を報告すること。ただし、対象店舗数の推移、サービスを利用する消費者数、キャッシュレス決済額、ポイント付与予定額については、定期的に報告が可能な状態にすること。

報告内容には、以下に示す項目のほか、石岡市と受託者が協議の上で定めた項目について、必要に応じて分析及び評価を加えることとする。なお、報告書は、製本2部（簡易製本で可）及び電子データ（PDF・Word・Excel）により報告すること。

【報告項目】

- ① キャンペーンの概要
- ② 広報記録
- ③ 対象店舗数の推移
- ④ サービスを利用する消費者数
- ⑤ 対象店舗のサービス稼働状況（業種別、規模別、エリア別、商品別、時間別、売上推移別 等）
- ⑥ 消費者によるサービスの利用状況（年齢層別、性別、居住地別 等）
- ⑦ キャッシュレス決済額
- ⑧ ポイント付与予定額
- ⑨ キャンペーンの総括

7 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに石岡市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。

8 委託料の支払い

還元額分（非課税）及び事務費分は、本業務完了後に支払うこととする。

9 個人情報の取扱いに関する事項

この契約による業務を行うにあたり、受託者は「個人情報の保護に関する法律」及び「石岡市個人情報保護条例」を遵守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。

10 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

石岡市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要項（平成 23 年石岡市告示第 17 号）第 2 号の規定により、石岡市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による 不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じる恐れがあるときは、業務発注所属と協議を行う。
- ③ 上記①②の義務を怠ったときは、石岡市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

11 注意事項

- (1) 本業務の実行にあたっては、本仕様書のほか、関係法令及び規定等に準拠すること。
- (2) 本業務履行の過程において、受託者が作成した基礎データ等の資料を石岡市が求めた場合は、受託者は可能な限り資料の提供に対応すること。
- (3) 本業務履行の過程において、石岡市又は受託者が必要と認める場合には、適宜協議を行うものとする。
- (4) 契約等締結後、速やかに工程表を提出して、協議を開始するとともに、工程表に基づき適正な工程管理を行わなければならない。また、石岡市が本業務履行の進捗状況の報告を求めた場合は、受託者は速やかに報告しなければならない。
- (5) 本業務で履行した内容はすべて石岡市の所有とし、調査結果についても承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。なお、石岡市に提供された写真、イラスト、グラフ等については、以後石岡市が使用するにあたり、支障のないものとする。
- (6) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに石岡市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) その他この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

12 留意事項

- (1) 本業務のため作成し、配布・公表する広告物、資料等の数量、内容及びデザインは全て石岡市と協議の上、決定すること。
- (2) 本業務の履行に必要となる備品、消耗品等については受託者が用意しなければならない。
- (3) 対象店舗、利用者に対し、禁止事項を明示し周知徹底に努めること。また、それに反した行為に対する措置をあらかじめ示し、事業が目的及び趣旨に反するものにならないようにすること。
- (4) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、常に石岡市と密接な連携を図り、業務の効率的進行に努めなければならない。
- (6) 本業務における経緯、資料等は全て明確にしておかななければならない。
- (7) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の修了後5年間これを適切に保存しなければならない。